

独立行政法人自動車技術総合機構(法人番号 1011105001930)の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

当法人は、自動車の保安基準適合審査、リコール技術検証、登録基準の適合性審査に係る確認調査等の業務を行うほか、自動車の設計から使用段階までを総合的に対応することによるシナジー効果の創出を通じ、自動車等の陸上交通に係る国民の安全・安心の確保及び環境の保全を図るとともに、国が行う自動車等の基準策定に係る研究及び国際標準化業務の支援等を行っている。

その業務内容が国の検査・登録業務と密接に関連していること及び業務内容の公共性の高さに鑑み、役員報酬水準について独立行政法人通則法第50条の2第3項の規定の趣旨を踏まえ、当法人の業務実績を考慮し、役員の職責に応じて国の指定職の俸給水準を参考とした。

○本府省局長年間報酬額・・・17,804,000円(人事院「給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント」における令和2年度勧告後の報酬額)

② 令和2年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

勤勉手当について、基礎額に、その者の勤務実績に応じて理事長が定める割合を乗じ、かつ、在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

③ 役員報酬基準の内容及び令和元年度における改定内容

法人の長	役員報酬支給基準は、月額、期末手当及び勤勉手当から構成されている。月額については、独立行政法人自動車技術総合機構役員給与規程(以下「役員給与規程」という。)に則り、理事長の本俸(965,000円)に地域手当(193,000円)及び通勤手当を加算して算出している。期末手当についても、役員給与規程に則り、役員が受けるべき俸給及び地域手当の月額並びに俸給月額に100分の25の割合を乗じて得た額並びに俸給及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の67.5を乗じ、かつ、在職期間に応じた割合を乗じて得た額とする。 勤勉手当の額は、基礎額に、その者の勤務実績に応じ、理事長が定める割合を乗じ、かつ、在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。 令和2年度では、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正等に準拠し、期末手当支給率について0.05月分の引き下げを実施した。
理事	役員報酬支給基準及び算出方法は法人の長に記載したものと同一。 代表理事の本俸は895,000円、理事の本俸は761,000円から818,000円の範囲内で理事長が決定する額、地域手当の額は121,760円から163,600円としている。 令和元年度では、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正等に準拠し、勤勉手当支給率について0.05月分の引き下げを実施した。
監事	役員報酬支給基準及び算出方法は法人の長に記載したものと同一。 監事の本俸は706,000円、地域手当の額は141,200円としている。 令和元年度では、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正等に準拠し、勤勉手当支給率について0.05月分の引き下げを実施した。
監事(非常勤)	役員報酬支給基準は役員給与規程に則り、非常勤役員手当の月額(240,500円)のみとしている。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	令和2年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	支給総額	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
	千円	千円	千円	千円			
法人の長	19,410	11,580	5,463	2,316 (地域手当) 51 (通勤手当)		R3.3.31	
A理事	16,032	9,816	4,500	1,571 (地域手当) 145 (通勤手当)			※
B理事	5,637	2,685	2,498	430 (地域手当) 24 (通勤手当)		R2.6.30	◇
C理事	12,373	8,055	2,496	1,611 (地域手当) 211 (通勤手当)	R2.7.1		◇
D理事	6,283	3,272	2,350	654 (地域手当) 7 (通勤手当)		R2.7.31	◇
E理事	9,503	6,088	2,122	1,218 (地域手当) 75 (通勤手当)	R2.8.1		◇
F理事	5,428	2,454	2,350	491 (地域手当) 19 (通勤手当) 114 (単身赴任手当)		R2.6.30	
G理事	11,081	7,362	1,963	1,472 (地域手当) 284 (通勤手当) (単身赴任手当)	R2.7.1		
H理事	16,589	9,816	4,631	1,963 (地域手当) 179 (通勤手当)			※
A監事	14,308	8,472	3,997	1,694 (地域手当) 145 (通勤手当)			※
B監事	2,886	2,886		(地域手当) (通勤手当)			

注1:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

注2:「地域手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長

理事長は、法人の代表として、その業務を総理し、法人経営に関する最終的な責任と権限を有するものであるが、当法人は、そのリーダーシップの下、中期目標達成に向け、自動車の保安基準適合審査、リコール技術検証、登録基準の適合性審査に係る確認調査等の業務を行っている。
その報酬水準については、国家公務員の指定職俸給表に準拠して定めているとともに「令和元年度人事院勧告資料(令和元年8月)3役員報酬関係」による民間企業の役員報酬と比較して概ね同水準以下であることから妥当である。

・本府省局長年間報酬額・・・17,804,000円

理事

理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐し、自動車の保安基準適合審査、リコール技術検証、登録基準の適合性審査に係る確認調査等の業務を分担し、その所管事項に関して職員を指揮監督している。
理事の報酬については、理事長の報酬額と比較衡量したうえで決定されており、その報酬水準は妥当である。

監事

監事は、当法人の業務運営の適正及び効率性並びに会計経理の適正の確保のため、監査を行っている。
監事の報酬については、理事長の報酬額と比較衡量したうえで決定されており、その報酬水準は妥当である。

監事(非常勤)

監事は、当法人の業務運営の適正及び効率性並びに会計経理の適正の確保のため、監査を行っている。
監事の報酬については、理事長の報酬額と比較衡量したうえで決定されており、その報酬水準は妥当である。

【主務大臣の検証結果】

当該法人は、自動車が道路運送車両法第46条に規定する保安基準に適合するかどうかの審査、自動車技術等に関する試験、調査、研究及び開発等を総合的に行うことにより、自動車の運送等に関する安全の確保、公害の防止その他の環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保を図ることを目的としている。

その業務内容に鑑みれば、I-1-①に示された役員報酬水準の考え方は国家公務員の給与及び民間企業の報酬基準を踏まえて定められており、妥当である。

また、I-2の報酬実績は報酬水準の設定の考え方に即しており、法人の検証結果は妥当である。

4 役員の退職手当の支給状況(令和2年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	前職
法人の長	千円 6,058	年 月 50	R3.3.31	1.0	
理事A	千円 4,108	年 月 40	R2.6.30	1.0	
監事A	千円 該当者なし	年 月			
監事A (非常勤)	千円 該当者なし	年 月			

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

5 退職手当の水準の妥当性について

【主務大臣の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	理事長は、法人の代表として、その業務を総理し、法人経営に関する最終的な責任と権限を有するものであるが、当法人は、そのリーダーシップの下、中期目標達成に向け、自動車の保安基準適合審査、リコール技術検証、登録基準の適合性審査に係る確認調査等の業務を行っている。理事長の退職手当については、国家公務員退職手当法の規定に準拠して定めるとともに、独立行政法人の業務実績に対する評価及び在籍期間により決定していることから妥当である。
理事A	理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理するものであるが、当法人は、中期目標達成に向け、自動車の保安基準適合審査、リコール技術検証、登録基準の適合性審査に係る確認調査等の業務を行っている。理事の退職手当については、国家公務員退職手当法の規定に準拠して定めるとともに、業務実績に対する評価及び在籍期間により決定していることから妥当である。
監事A	該当者なし
監事A (非常勤)	該当者なし

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

勤勉手当の額は、基礎額に、その者の勤務実績に応じ、理事長が定める割合を乗じ、かつ、在職期間に応じた割合を乗じて得た額としており、今後も引き続き実施していく。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

当法人は、自動車の保安基準適合審査、リコール技術検証、登録基準の適合性審査に係る確認調査等の業務を行うほか、自動車の設計から使用段階までを総合的に対応することによるシナジー効果の創出を通じ、自動車等の陸上交通に係る国民の安全・安心の確保及び環境の保全を図るとともに、国が行う自動車等の基準策定に係る研究及び国際標準化業務の支援等を行っている。その業務内容が国の検査・登録業務と密接に関連していること及び業務内容の公共性の高さに鑑み、職員給与水準について独立行政法人通則法第50条の10第3項の規定の趣旨を踏まえ、当法人の業務実績を考慮し、国家公務員の給与水準を参考とした。

・国家公務員・・・令和2年度において、国家公務員のうち行政職俸給表(一)の平均給与月額が408,868円、平均年間給与は6,734,000円となっている。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

当法人においては、令和元年10月より国家公務員の人事評価制度に準拠した評価制度を導入し、勤勉手当の支給に反映することとしている。また、研究職員については、前年度の業務実績評価結果に基づき、実績手当を支給している。

③ 給与制度の内容及び令和元年度における主な改定内容

独立行政法人自動車技術総合機構職員給与規程に則り、俸給及び諸手当(扶養手当、地域手当、広域異動手当、管理職手当、本部業務調整手当、研究業務調整手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、宿日直手当、寒冷地手当、単身赴任手当、超過勤務手当、管理職特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、研究実績手当)としている。

期末手当については、期末手当基礎額(俸給+扶養手当+地域手当+広域異動手当)に管理加算額及び職務加算額を加算し、100分の127.5を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

勤勉手当については、勤勉手当基準額(俸給+地域手当+広域異動手当)に管理加算額及び職務加算額を加算し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じ、別に定める勤務成績に応じた割合を乗じて得た額としている。

なお、令和2年度では、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正等を踏まえ、期末手当の支給率について0.05月分の引き下げを実施した。

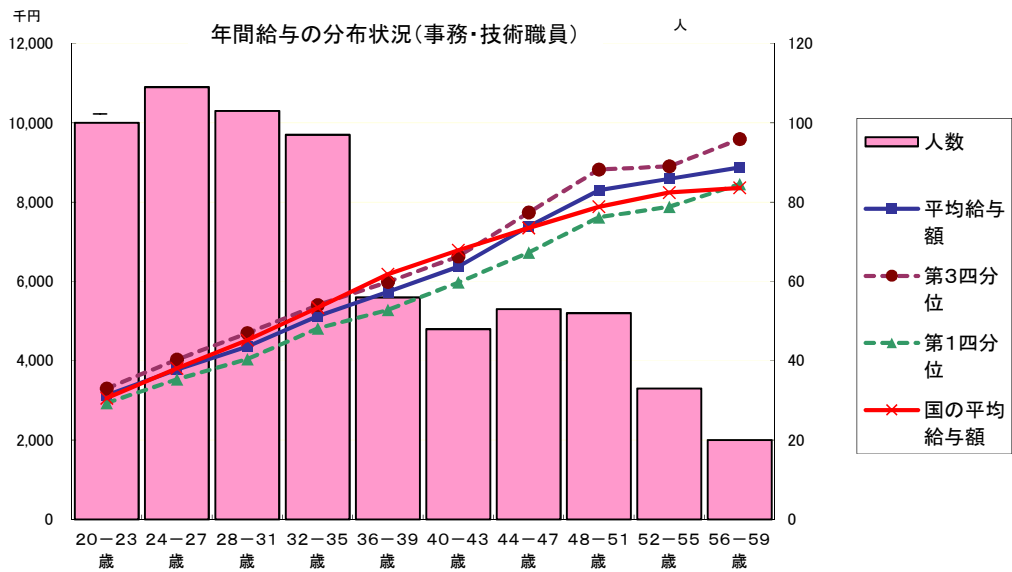
2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

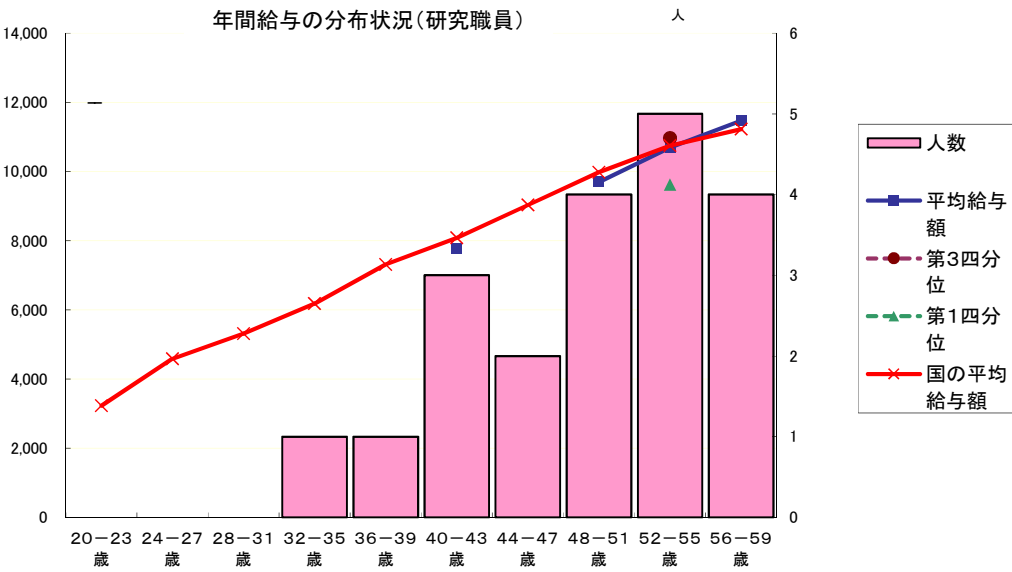
区分	人員	平均年齢	令和2年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	691	35.5	5,589	4,145	127	1,444
	人	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	671	35.1	5,466	4,057	127	1,409
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	20	49.6	9,717	7,081	126	2,636
任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	5	34.1	6,235	4,855	150	1,380
	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	5	34.1	6,235	4,855	150	1,380
再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	4	63.8	5,496	4,584	106	912
	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	4	63.8	5,496	4,584	106	912
非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	85	54.3	3,780	3,139	152	641
	人	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	80	54	3,763	3,111	150	652
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	5	58.7	4,046	3,569	187	477

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員／研究職員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ。〕



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。



注:年齢32-35歳、36-39歳、44-47歳の該当者は2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均給与額については表示していない。
注:年齢40-43歳、48-51歳、56-59歳の該当者は4名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、第1四分位、第3四分位については表示していない。

③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額			
			平均	最高	～	最低
	人	歳	千円	千円		千円
本部部長	3	53.2	11,652	—	～	—
本部課長	6	52.8	10,140	11,020	～	9,446
本部課長補佐	6	46.2	8,639	9,815	～	7,468
本部係長	16	37.2	6,068	7,176	～	4,455
本部係員	1	—	—	—	～	—
地方課長補佐	1	—	—	—	～	—
地方係長	10	35.3	5,334	7,964	～	3,764
地方係員	218	24.7	3,504	4,804	～	2,620

地方機関部長	7	59.1	9,497	10,503	～	8,455
地方機関所長・課長	73	51.3	8,439	10,088	～	7,245
上席・主席自動車検査官	99	44.7	6,661	8,405	～	5,227
自動車検査官	192	32.4	4,819	6,601	～	3,487
審議役	1	—	—	—	～	—
先任自動車認証審査官	3	53.5	8,817	—	～	—
自動車認証審査官	33	39.0	5,837	7,085	～	4,721
自動車認証審査官補	2	—	—	—	～	—

注1:本部係員、地方課長補佐、審議役、自動車認証審査官補の該当者は2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均年齢及び年間給与額については記載していない。

注2:本部部長、先任自動車認証審査官の該当者は4名以下のため、年間給与額の最高～最低は記載していない。

(研究職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額			
			平均	最高	～	最低
	人	歳	千円	千円		千円
本部主任研究員	12	48.2	8,627	10,401	～	6,811
本部研究員	1	—	—	—	～	—
主幹研究員	3	56.2	12,944	—	～	—
上席研究員	4	52.3	10,826	—	～	—

注:本部研究員の該当者は2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均年齢及び年間給与額については記載していない。

注2:主幹研究員、上席研究員の該当者は4名以下のため、年間給与額の最高～最低は記載していない。

④ 賞与(令和2年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 56.3	% 55	% 55.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 43.7	% 45	% 44.3
	最高～最低	% 56.0～39.0	% 56.3～40.0	% 56.1～39.5
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 57.3	% 56.6	% 56.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 42.7	% 43.4	% 43.1
	最高～最低	% 47.7～38.6	% 47.9～39.3	% 46.7～39.1

(研究職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 53	% 51.9	% 52.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 47	% 48.1	% 47.6
	最高～最低	% 51.1～41.1	% 52.3～42.0	% 51.7～41.5
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 58.5	% 57.5	% 58
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 41.5	% 42.5	% 42
	最高～最低	% 42.2～40.6	% 43.2～41.6	% 42.7～41.1

3 給与水準の妥当性の検証等

○事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	・年齢勘案 99. 1 ・年齢・地域勘案 103. 8 ・年齢・学歴勘案 100. 3 ・年齢・地域・学歴勘案 104. 4
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	当法人の俸給、諸手当等の給与体系は国家公務員と同等である。 地域・学歴を勘案した場合に国の水準と誤差が生じる要因としては、人事異動による異動保障(地域手当)の支給額が多かったことによるものである。 【異動保障受給者の割合】 (国)15.7% (法人)45.6%
給与水準の妥当性の 検証	【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合】48.1% (国からの財政支出額 8,756百万円、支出予算の総額18,194百万円:令和2年度予算) 【累積欠損額】 0円(令和元年度決算) 【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合】 36.0% (支出総額 15,969百万円、給与・報酬等支給総額 6,885百万円:令和元年度決算) 【管理職の割合】 15.3%(常勤職員数990名中151名)(令和3年3月現在) 【大卒以上の高学歴者の割合】 31.7%(常勤職員数990名中314名)(令和3年3月現在) (法人の検証結果) 【検証結果】 (法人の検証結果) 当法人は、自動車の保安基準適合審査、リコール技術検証、登録基準の適合性審査に係る確認調査等の業務を行うほか、自動車の設計から使用段階までを総合的に対応することによるシナジー効果の創出を通じ、自動車等の陸上交通に係る国民の安全・安心の確保及び環境の保全を図るとともに、国が行う自動車等の基準策定に係る研究及び国際標準化業務の支援等を行っている。その報酬水準についてはⅡ-1-①で記載したとおり、国家公務員の給与水準を考慮しているが、2の結果は①の考え方を踏まえて国家公務員の給与水準に則した給与実績となっており妥当である。 (主務大臣の検証結果) 当該法人の事務・技術職員は、自動車道路運送車両法第46条に規定する保安基準に適合するかどうかの審査を行うことにより、自動車の運送等に関する安全の確保、公害の防止その他の環境の保全を図ることを目的としている。 その業務内容に鑑みれば、Ⅱ-1-①に示された給与水準の考え方は国家公務員の給与水準を踏まえて定められており、妥当である。 また、Ⅱ-2の給与実績は給与水準の設定の考え方に即しており、法人の検証結果は妥当である。
講ずる措置	引き続き、国に準じて適正な給与水準の維持が図られるよう取り組む。

○研究職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	・年齢勘案 98. 7 ・年齢・地域勘案 96. 0 ・年齢・学歴勘案 99. 3 ・年齢・地域・学歴勘案 96. 4
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	
給与水準の妥当性の 検証	【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合】48.1% (国からの財政支出額 8,756百万円、支出予算の総額18,194百万円:令和2年度予算) 【累積欠損額】 0円(令和元年度決算) 【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合】 36.0% (支出総額 15,969百万円、給与・報酬等支給総額 6,885百万円:令和元年度決算) 【管理職の割合】 17.6%(常勤職員数34名中6名)(令和3年3月現在) 【大卒以上の高学歴者の割合】 97.1%(常勤職員数34名中33名)(令和3年3月現在) 【検証結果】 (法人の検証結果) 当法人は、自動車の保安基準適合審査、リコール技術検証、登録基準の適合性審査に係る確認調査等の業務を行うほか、自動車の設計から使用段階までを総合的に対応することによるシナジー効果の創出を通じ、自動車等の陸上交通に係る国民の安全・安心の確保及び環境の保全を図るとともに、国が行う自動車等の基準策定に係る研究及び国際標準化業務の支援等を行っている。その報酬水準についてはⅡ-1-①で記載したとおり、国家公務員の給与水準を考慮しているが、2の結果は①の考え方を踏まえて国家公務員の給与水準に則した給与実績となっており妥当である。 (主務大臣の検証結果) 当該法人の研究職員の業務目的は、運輸技術のうち陸上運送及び航空運送に係るものに関する試験、調査、研究及び開発等を行うことにより、陸上運送及び航空運送に関する安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保を図ることである。 その業務内容に鑑みれば、Ⅱ-1-①に示された給与水準の設定の考え方は、国家公務員の水準を踏まえて定められており、妥当である。 また、Ⅱ-2の給与実績は給与水準の設定の考え方に則しており、法人の検証結果は妥当である。
講ずる措置	引き続き、国に準じて適正な給与水準の維持が図られるよう取り組む。

4 モデル給与

・25歳(大卒)
 月額 281,314円 年間給与額 3,719,665円
 ・35歳(本部係長、子1人)
 月額 502,134円 年間給与額 7,647,264円
 ・50歳(本部課長、子2人)
 月額 665,640円 年間給与額 11,223,074円

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

昇給、勤勉手当の支給に際して、職員の勤務実績を考慮することとしており、研究職員については、前年度の業務実績評価結果に基づき、実績手当を支給することとしており、引き続き実施していく。

III 総人件費について

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 6,001,436	千円 6,040,447	千円 6,239,900	千円 6,884,803	千円 6,881,379
退職手当支給額 (B)	千円 264,726	千円 106,291	千円 76,406	千円 108,378	千円 51,413
非常勤役職員等給与 (C)	千円 951,664	千円 926,059	千円 932,234	千円 955,649	千円 959,061
福利厚生費 (D)	千円 995,012	千円 1,014,150	千円 1,082,973	千円 1,115,085	千円 1,099,470
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 8,212,838	千円 8,086,947	千円 8,331,513	千円 9,063,915	千円 8,991,323

注: 中期目標管理法人のため中期目標期間の開始年度から当該年度までを記載している。

総人件費について参考となる事項

- 1) 給与、報酬等支給総額の対前年度比 100%
役職員への賞与のうち、運営費交付金により財源措置されるものについては、H30年度まで引当金を計上していなかったが、独立行政法人会計基準等の改訂により、R1年度より賞与支給見込額のうち、R1年度に負担すべき金額を賞与引当金として計上すると共に、賞与引当金見返として計上している。
- 2) 最広義人件費の対前年度比 100%
- 3) 「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成29年11月17日閣議決定)に基づき、平成30年4月1日から以下の措置を講ずることとした。
役職員の退職手当について、調整率を100分の83.7に引下げた。
なお、労働組合と協議した結果、措置の開始時期は国家公務員に係る措置時期(平成30年1月1日)と異なる扱いとした。

IV その他

特になし。